

○情報処理能力検定に関する訓令の運用について（例規）

平成15年6月19日

佐本情発第69号

改正 平成28年2月佐本情発第16号

このたび、佐賀県警察の情報処理能力検定に関する訓令（平成15年佐賀県警察本部訓令第9号）が制定されたことに伴い、能力検定の運用に関する見直しを行い、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、「佐賀県警察の情報処理能力検定に関する訓令の制定について」（平成6年10月21日付け佐本情第1720号）は、廃止する。

記

1 能力検定の受験資格

初級及び中級については、特に受験資格を設けないが、上級については、同検定の前年度までに中級を取得した者とする。

2 能力検定の実施方法

各級位の試験問題は、訓令に定められた知識及び技能の基準に従い、本通達の別表「試験項目」に基づき出題するものとする。

3 能力検定の合格基準

各級位の検定試験は、おおむね2時間20問の試験問題において、60%以上の正解をもって合格とする。

4 能力検定の取得

- (1) 上位の能力検定の級を取得した者は、下位の級を取得したものとみなす。
- (2) 警察本部長は、能力検定の受験を希望する者が、専科教養又は各種講習会を修了した者等であって訓令に定める知識及び技能を有していると認められる場合には、改めて試験を行うことなく当該検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができるものとする。
- (3) 異動、学校入校等により、所属する機関以外の実施機関において取得した能力検定の級位については、現在所属する実施機関において同等の級位を取得したものとみなす。

5 能力検定の受験の奨励

能力検定は、警察職員の情報処理能力の向上を図るために行うものであるから、所属長は、職員が平素から情報処理技能の研さんとその習熟に努め、積極的に受験するような雰囲気醸成に努めなければならない。また、情報管理課長は、教養担当部門との積極的な

連携によって、初任科や各種研修において能力検定を積極的に実施するなど、警察職員の受検機会の拡大を図らなければならない。

別表

試験項目

試験の項目	出題範囲	
	初級	中級
1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 個人情報の保護に関すること。 (2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
2 コンピュータシステムに関する知識 (1) ハードウェア、システムに関すること。 (2) ソフトウェアに関すること。 (3) ネットワークに関すること。 (4) データベースに関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 アプリケーションの利用に関する知識 (オフィスツール)	○	
4 アプリケーションに関する知識 (マークアップ言語、マクロ) ・プログラミングに関する基礎的知識		○